

回答自治体名：宮城県

担当課室：循環型社会推進課

※担当課室が多岐にわたる場合は取りまとめ担当のみ明記していただければ結構です。

※いただいた回答について、自治体名と担当課室名を明記した上で、後日委員に配布するとともに、環境省ホームページに掲載する予定です。

※回答欄は分量に応じて拡大してご利用ください。

※該当しない項目については空欄のまま構いません。

① 指定廃棄物に関する御意見があればご記入をお願いします。

(県の意見)

- ・ 指定廃棄物は県内各地に分散して保管され、ひっ迫している状況が続いており、地域の大きな負担となっているため、国の体制を強化し、国の責任で処理を加速化させるべき。
- ・ その加速化させる方法の一つとして、宮城県以外の指定廃棄物を含めて、他県に集約して処理を行うことが可能となるよう基本方針の見直しの可能性についても検討するべき。
- ・ 基本方針の見直しを行わないのであれば、現行の基本方針に従って一日も早く処理を進めるべき。
- ・ 指定廃棄物は、減衰により 8,000Bq/kg を下回っても、国の責任で確実に処理していくべき。8,000Bq/kg を下回ったものについて、指定を解除することになれば、市町村で一般廃棄物として処理を進めることになり、市町村の負担が大きくなる。
- ・ 地域の方々の不安や懸念を払拭するよう、丁寧な説明を行うべき。
- ・ 風評被害に対しては、必要な対策を十分に行うべき。
- ・ 放射性物質汚染対処特措法（以下、「特措法」という。）と同法に基づく基本方針について、国としてまずは自己評価を公表するべき。
- ・ 特措法施行関係都県及び市町村からの意見に対し、国としてどう考えているのか回答した上で公表するべき。

(県に寄せられた主な意見)

- ・ 汚染稲わらの一時保管の延長に関し、住民説明会を開催しているが、その際に、住民からは、早急に撤去するべきとの意見がある。

- ・「事故の一義的な責任のある東電、そして国の姿が見えない。県や市町村が謝罪しても意味がない。」との意見がある。
- ・水道施設（浄水場）内で保管しているものもあり、住民からは不安の声が出ているため、早期搬出ができるよう処分施設を早期設置するべき。

② 対策地域内廃棄物に関する御意見があればご記入をお願いします。

- ・特になし。

③ 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に関する御意見があればご記入をお願いします。

（県の意見）

- ・8,000Bq/kg以下の汚染廃棄物を市町村等が処理することについて、通常の処理を行っても安全だという根拠を各地の事例やデータ等で示しつつ、国として積極的に国民に対して説明するべき。
- ・農林業系廃棄物処理加速化事業について、汚染廃棄物の保管がひっ迫する一方で、処理がほとんど進んでいない状況であるため、汚染廃棄物がなくなるまで事業を継続するべき。
- ・放射性物質汚染対処特措法（以下、「特措法」という。）と同法に基づく基本方針について、国としてまずは自己評価を公表するべき。
- ・特措法施行関係都県及び市町村からの意見に対し、国としてどう考えているのか回答した上で公表するべき。

（県に寄せられた主な意見）

- ・特定一般廃棄物と特定産業廃棄物も国の責任で処理すべき。
- ・特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物になる要件を実態に合わせて見直すべき。

例：天日乾燥した乾燥汚泥など

- ・廃棄物処理施設である焼却施設から排出されるばいじんは、特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物となるが、特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物を受け入れた最終処分場の廃止基準は未だ示されていない。今後、埋立終了の時期が来る最終処分場もあるため、廃止基準を速やかに示すべき。

ご協力ありがとうございました。